平成２１年（フ）第５４１号
群馬県前橋市天川大島町２丁目１番地１　桃瀬ハイツ201号
債務者　小林　耕二
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５４２号
群馬県伊勢崎市太田町663番地５　県営住宅151
債務者　関　　春江
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５４７号
群馬県前橋市粕川町稲里53番地21
債務者　北爪　　孝
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５４８号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井2424番地１　グリーンハウスＤ
債務者　諸田　芳明
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５４９号
群馬県伊勢崎市連取町1479番地　プラザペピーノ201
債務者　細渕　紳一
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５５１号
群馬県前橋市元総社町2172番地
債務者　神保　　進
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５５３号
群馬県前橋市粕川町深津1597番地５
債務者　山田　　最
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５５５号
群馬県佐波郡玉村町大字樋越65番地２
債務者　立石美奈子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５５６号
群馬県伊勢崎市新栄町3834番地７　市営住宅2548
債務者　福田　正美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５５９号
群馬県前橋市上大屋町17番地12
債務者　鈴木　正憲
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５６０号
群馬県前橋市上大屋町17番地12
債務者　鈴木　有美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５６４号
群馬県前橋市粕川町月田615番地１
債務者　亀井　仁美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３２６号
群馬県藤岡市立石1431番地１　ハイツ立石203
債務者　岩田　　守
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３２７号
群馬県高崎市常盤町58番地１　ウイング高崎502号
債務者　岩田　敬子（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３８３号
埼玉県熊谷市新堀42番地２　新友セントラルハイム305
債務者　中野　雅彦
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４２３号
埼玉県本庄市小島南３丁目６番11号
債務者　四戸　ルミ（旧姓鈴木・梅澤）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４２６号
埼玉県本庄市小島１丁目９番１号　県営本庄小島団地１号棟307
債務者　萩原みゆき（旧姓大久保）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５５９号
神奈川県小田原市栢山3570番地、前住所神奈川県小田原市北ノ窪466番地
債務者　秋元　良一
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部